

Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 1 of 14
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Issue Date: October 19, 2009 Revision Date: December 18, 2020	
	Effective Date: December 23, 2020	

Revision Date	Revision Details
2009/10/19	Initial release
2011/04/22	特定無線設備の追加更新
2011/06/20	特定無線設備の追加更新
2012/01/30	特定無線設備の追加更新
2013/09/03	特定無線設備の追加更新
2015/12/14	特定無線設備の追加更新
2019/06/18	特定無線設備の追加更新
	証明規則第2条第1項第1号の4を削除、第2条第1項第20号の3及び4を追加、
	第 2 条第 1 項第 11 号の 32 を追加、第 2 条第 1 項第 47 号の 3 を追加、
	第 2 条第 1 項第 28 号の 4(RT)を追加、第 2 条第 1 項第 29 号の 2(ST)を追加
	第 2 条第 1 項第 19 号の 3、第 19 号の 3 の 2、第 19 号の 3 の 3 から第 2 条第 1 項第 19 号
	の 3 へ統合
2020/12/18	全面改訂(書式変更、様式を分離、価格改定、特定無線設備の追加更新)

Prepared by:	<b>須</b>	Checked by:	-	
	Name: Miho Nagawa		Name: -	
	Position: Certification Department		Position: -	
	Coordinator			
	認証/GMA '20.12.18 加藤			
Approved by:				
	Name: Shinichi Kato			
	Position: Certification Department			

Manager



Intertek Japan Management System	Operational Procedure		
	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 2 of 14	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Issue Date: October 19, 2009 Revision Date: December 18, 2020		
	Effective Date: December 23, 2020		

#### < 目次 >

1.	目的	4
2.	登録に係る事業の区分(対象とする無線設備)	4
3.	技術基準適合証明の業務を行なう時間及び休日に関する事項(業務時間)	4
4.	休日	4
5.	業務を行なう事務所	4
6.	証明の申込み	4
7.	審査	5
8.	審査結果の通知	5
9.	証明の報告及び審査結果の公表	6
10.	証明申込の取下げ	6
11.	表示	7
12.	証明事項の変更届等	7
13.	不正な証明等についての報告	7
14.	認証の申込	7
15.	審査	7
16.	審査結果の通知	8
17.	認証の報告及び審査結果の公表	8
18.	検査記録の作成等	9
19.	認証申込の取下げ	9
20.	表示	9
21.	認証事項の変更届出等	9
22.	不正な認証等についての報告	LO
23.	適合確認試験	LO
24.	試験の外部委託(下請負)	LO
25.	試験測定器の管理	11
26	試験測定器の較正	11



Intertek Japan Management System	Operational Procedure		
	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 3 of 14	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Issue Date: October 19, 2009 Revision Date: December 18, 2020		
	Effective Date: December 23, 2020		

27.	手数料の額	. 11
28.	手数料の収納の方法	. 11
29.	証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項	. 11
30.	証明員の配置	. 12
31.	証明員の職務遂行	. 12
32.	技術基準適合証明の業務に関する機密保持	. 12
33.	技術基準適合証明の業務に関する文書管理(帳票及び記録類の管理)	. 12
34.	文書の種類及び保存期間	. 12
35.	文書の保管場所	. 13
36.	会計処理	. 13
37.	財務諸表及びそれらの閲覧	. 13
38.	証明、認証業務の基本方針	. 13
39.	この規定の適用日	. 13
40.	関連文書	. 14



Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 4 of 14
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Issue Date: October 19, 2009 Revision Date: December 18, 2020	
	Effective Date: December 23, 2020	

#### 1. 目的

この規定は、インターテックジャパン株式会社(以下「当社」という。)が電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。) 第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明(以下「証明」という。)及び法第38条の24第1項の規 定による特定無線設備の工事設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、証明及び認証 (以下「業務」という。)を適切、公平かつ円滑に運営することを目的とする。

## 2. 登録に係る事業の区分(対象とする無線設備)

当社が証明等を行う無線設備は、法第38条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第3号に定める特定無線設備とする。

## 3. 技術基準適合証明の業務を行なう時間及び休日に関する事項(業務時間)

業務を行う時間は、9:00-17:30 とする。ただし顧客の依頼または当社の業務上の都合等により、上記以外の時間(時間外勤務、休日勤務等)で業務を行うことがある。上記を含め業務を行う時間については当社就業規則に従う。

### 4. 休日

就業規則休日は当社就業規則に従い、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 会社が定めた休業日(ウェブページ等で公開、または顧客に通知するもの)

## 5. 業務を行う事務所

業務を行う事務所は以下のとおりとする。

(1) 本社 東京都港区海岸 3-18-1

## 6. 証明の申込み

証明を受けようとする者(以下「顧客」という)は、LFT-FJP-TE049の申込書と同意書及びLEN-RJP-CS001に示す資料(以下「証明の書類等」という。)並びに申込設備を提出するものとする。当社は、LEN-RJP-CS001に規定する申請の書類及び申込設備等が事務所に到達した場合は速やかに申込を受理する。なお、一つの申込に係る申込設備の数は、100台以下とする。





Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 5 of 14
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Issue Date: October 19, 2009 Revision Date: December 18, 2020	
	Effective Date: December 23, 2020	

## 7. 審查

当社は、6. の申込を受理した後、証明員によって審査を行なう。

- 7.1 審査は特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号。以下「証明等規則」という。)及び LFT-FJP-TE049 の申込内容に基づき、技術基準適合証明の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。
- 7.2 証明等規則別表第1号一(3)の規定の申込設備が提出されない場合、次の書類により審査を行う。
- (1) 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)
- (2) 試験結果報告書の内容
  - a) 試験担当者名及び責任者名
  - b) 試験実施年月日
  - c) 試験実施場所
  - d) 使用した測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
  - e) 特定無線設備の名称
  - f) 試験項目及び試験結果
  - g) 試験の方法、及びその他の付随する情報
- **7.3** 7.2(2)の試験結果報告書の記載事項について、次の各項に対する確認を行うことで特性試験に代え、適合性の審査を実施する。

法第24条の2第4項第2号の規定による校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

- 7.4 証明等規則別表第1号ー(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
- 7.5 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
- 7.6 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行なった特定無線設備の申込については、LEN-RJP-CS002 に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。
- 7.7 特性試験にあっては、申込台数により LEN-RJP-CS003 に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

## 8. 審査結果の通知

- 8.1 当社は、審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、LFT-FJP-CS010 に定める様式の技術基準適合証明証書をもって顧客に通知する。
- 8.2 審査の結果、証明を拒否するときは、その旨の理由を付した LFT-FJP-CS011 の文書をもって顧客に通知する。





S	ter	tek	
Total Q	uality. Assı	ıred.	

Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 6 of 14
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Issue Date: October 19, 2009 Revision Date: December 18, 2020	
	Effective Date: December 23, 2020	

- 8.3 通知は原則として申込を受理した日から7日(4.で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各項のいずれか に該当するときは、この限りではない。
- (1) 顧客の用意した書類や申込設備に不備があり、追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
- (2) 6.に規定する書類に不備があったとき。

## 9. 証明の報告及び審査結果の公表

- 9.1 当社は、証明を行なったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次の事項を記載した報告書を毎月1日から 15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。
- (1) 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 証明を受けた特定無線設備の種別
- (3) 証明を受けた特定無線設備の型式又は名称
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (5) 証明番号
- (6) 証明をした年月日
- (7) 当社は証明を行った設備について、下記の事項を当社のホームページに掲載する。
  - ・証明を受けた者の氏名又は名称
  - 無線設備の名称
  - 証明番号
  - ・証明年月日
  - 9.2 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に顧客申込者の同意を得る。

## 10. 証明申込の取下げ

10.1 顧客による取下げ

顧客は、申込の全部又は一部を取下げることができる。

10.2 当社による取下げ

当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下 げを求めることができる。

- (1) 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- (2) 7.に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出 がなかったとき。
- (3) 6.に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。





S	ter	te	K
Total Q	uality. Ass	ured.	

Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 7 of 14
	Issue Date: October 19, 2009	Revision Date: December 18, 2020
	Effective Date: December 23, 2020	

#### 11. 表示

当社は、証明を行ったときは、LEN-RJP-CS004 に定める表示を申込者に交付し、証明をおこなった設備の見やすい箇所に 表示するものとする。

## 12. 証明事項の変更届出等

- 12.1 証明を受けた者は、9.に掲げる事項に変更(証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)が あったときは、証明等規則第6条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものと する。
- 12.2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

## 13. 不正な証明等についての報告

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- ・証明を受けた者が不正な手段により証明を受けたこと。
- ・証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

#### 14. 認証の申込

認証を受けようとする者は、LFT-FJP-TE050 の申込書と同意書及び LEN-RJP-CS001 に規定する書類及び資料(以下「認 証の書類等」という。)並びに申込設備を提出するものとする。

- 14.1 当社は、認証の書類等及び申込設備を受取った後速やかに申込を受理する。
- 14.2 当社は申込を受理した場合は、すみやかに受付処理を行い、LFT-FJP-CS012 に示す様式の受付確認通知書を顧客に 诵知する。

### 15. 審査

当社は、申込を受理した後、証明員によって審査を行う。

- 15.1 審査は、証明等規則別表第3号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法の審査を行 う。
- 15.2 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一(3)の規定により申込設備が提出されない場合にあっては、次 の各項の書類により審査を行う。
- (1) 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)





Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 8 of 14
	Issue Date: October 19, 2009	Revision Date: December 18, 2020
	Effective Date: December 23, 2020	

- (2) 試験報告書の内容
  - a) 試験担当者名及び責任者
  - b) 試験実施年月日
  - c) 試験実施場所
  - d) 使用した測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
  - e) 特定無線設備の名称
  - f) 試験項目及び試験結果
  - g) 試験の方法、及びその他の付随する情報
- 15.3 試験報告書の記載事項について、次の各項への適合の確認を行い、特性試験に代え適合性の審査を実施する。
- (1) 法第24条の2第4項第2号の規定による校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行なったものであること。
- (2) 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
- (3) 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
- (4) 証明等規則第17条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、LEN-RJP-CS002 に基づき、変更のあった部分に関し(2)から(3)の審査及び特性試験を行う。

## 16. 審査結果の通知

- **16.1** 当社は、審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、LFT-FJP-CS013 に示す様式の認証書をもって顧客に通知する。
- 16.2 審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した LFT-FJP-CS014 に示す文書をもって顧客に通知する。
- **16.3** 上記の通知は原則として申込を受理した日から7日(4.で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 審査の過程で顧客の書類又は申込設備に不備があり、追加の提出を求めたとき。
- (2) 14.に規定する書類に不備があったとき。

## 17. 認証の報告及び審査結果の公表

- 17.1 当社は、前条第1項の認証を行ったときは、証明規則第17条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。
- (1) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認証を受けた特定無線設備の種別
- (3) 認証を受けた特定無線設備の型式又は名称
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (5) 認証番号
- (6) 認証をした年月日





Intertek Japan Management System	Operational Procedure		
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 9 of 14	
	Issue Date: October 19, 2009	Revision Date: December 18, 2020	
	Effective Date: December 23, 2020	!	

17.2 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に顧客の同意を得なければならない。

#### 18. 検査記録の作成等

- **18.1** 16.の認証を受けたもの(以下「認証取扱業者」という。)は、認証に係る確認の方法に従い、当該工事設計認証に基づく 特定無線設備について検査を行い、証明等規則第19号に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から1 O年間保管しなければならない。
- (1) 検査に係る工事設計認証番号
- (2) 検査を行った年月日及び場所
- (3) 検査を行った責任者の氏名
- (4) 検査を行った特定無線設備の数量
- (5) 検査の方法
- (6) 検査の結果
- 18.2 検査記録の保存は、電子媒体により行うことができる。

#### 19. 認証申込の取下げ

19.1 顧客による取り下げ

顧客は申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

#### 19.2 当社による取下げ

- 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下 げを求めることができる。
- (1) 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- (2) 15. に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
- (3) 第14条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

### 20. 表示

- **20.1** 認証取扱業者は、認証に基づく特定無線設備について18.の義務を履行したときは、証明等規則第20条に基づき当該特定無線設備の見やすい個所に認証の表示を行うものとする。
- 20.2 前項の表示は、LEN-RJP-CS004(証明等規則様式第7号)に定めるとおりとする。

### 21. 認証事項の変更届出等

21.1 認証を受けた者は、第17条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更(認証に基づく特定無線設備について検査を ~注記:印刷された文書は非管理扱いであり、参考用として使用します。~





Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 10 of 14
	Issue Date: October 19, 2009	Revision Date: December 18, 2020
	Effective Date: December 23, 2020	

最終に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、証明等規則第17条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

21.2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

## 22. 不正な認証等についての報告

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- (2) 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- (3) 認証に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

### 23. 適合確認試験

- 23.1 当社は、申込が次の各号のいずれかに該当するときは、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。
- (1) 証明規則第6条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
- (2) 証明規則第17条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。
- **23.2** 試験員は、証明等規則別表第1号ー(3)又は別表第3号二に準用される別表第1号ー(3)の規定に基づき試験を実施し、試験報告書を作成し、証明員に報告する。
- 23.3 試験報告書は ISO/IEC17025 の要求を満たすものとし、次の事項を記載する。
- (1) 試験担当者名及び責任者名
- (2) 試験実施年月日
- (3) 試験実施場所
- (4) 使用測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
- (5) 特定無線設備の名称
- (6) 試験項目及び試験結果
- (7) 試験の方法
- (8) その他の情報

## 24. 試験の外部委託 (下請負)

- 24.1 当社は、次のようなやむをえない事情がある場合、顧客の同意を得て特性試験を外部の試験機関に委託することがある。
  - (1) 当社の試験員または測定器に事故ある場合
  - (2) 当社の業務の繁忙またはその他の理由により、顧客の納期等の要求に応じられない場合
  - (3) その他、試験委託をしなければならない合理的理由がある場合
- 24.2 委託先は試験所エンジニア、認証部マネージャー、証明員が協議のうえ決定する。





Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 11 of 14
	Issue Date: October 19, 2009	Revision Date: December 18, 2020
	Effective Date: December 23, 2020	

## 25. 試験測定器の管理

当社は、品質マニュアルに従い、試験測定器及び試験室の環境を管理する。

## 26. 試験測定器の較正

当社は、品質マニュアルに従い、試験測定器の較正を実施する。

## 27. 手数料の額

- 27.1 6.の証明、及び14. の認証手数料の額は、LEN-RJP-CS006 に記載のとおりとする。
- 27.2 申込件数実績又は特別な事由による手数料の減額を LEN-RJP-CS005 に示す。
- **27.3** 特別な事由による手数料の増額を LEN-RJP-CS005 に示す。
- 27.4 他に定めのない手数料の額については、LEN-RJP-CS005 に記載のとおりとする。

## 28. 手数料の収納の方法

証明又は認証の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、LEN-RJP-CS005 に記載のとおりとする。 当社と手数料支払い者との合意によって、LEN-RJP-CS005 の収納方法を変更することができる。原則として、手数料支払 いについては弊社の一般取引条件を適用する。

## 29. 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

- 29.1 証明員の資格は、法別表第4に定めるところによる。
- 29.2 証明員の選任又は解任は当社代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合以外の理由で証明員の意に反して解任することはできない。
- (1) 証明員に休職を命じたとき。
- (2) 証明員を解雇したとき。
- (3) 証明員が退職したとき。
- (4) 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
- (5) 証明員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
- (6) その他当社就業規則に該当する場合
- 29.3 当社代表取締役は証明員を選任し又は解任したときは、証明等規則第9条に規定する手続きによりその旨を総務大臣





S	ter	te	K
Total O	uality. Ass	ured.	

Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 12 of 14
	Issue Date: October 19, 2009	Revision Date: <u>December 18, 2020</u>
	Effective Date: December 23, 2020	

に届け出るものとする。

29.4 社外の証明員と契約する場合、当社就業規則に従う。

#### 30. 証明員の配置

証明員は原則として5.に規定する事務所にて業務を遂行する。 ただし、機密保持が確保できる体制を整えた上であれば在宅勤務での業務遂行も可とする。

## 31. 証明員の職務遂行

- 31.1 証明員は、証明又は認証の公共性及び重要性を自覚し、上長の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。
- 31.2 当社は、証明員が過去2年間に証明等のあった特定無線設備の製造業者等の役員又は従業員であったときは、当該申 込に係る証明等の証明及び認証の業務に従事させないものとする。

## 32. 技術基準適合証明の業務に関する機密保持

- 32.1 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 32.2 必要な場合、顧客と機密保持契約を締結する。

# 33. 技術基準適合証明の業務に関する文書管理(帳票及び記録類の管理)

法第38条の12に規定する帳簿の記載内容は証明等規則第13条第1項に規定する内容とし、文書は関連部門のマネー ジャーが管理する。

## 34. 文書の種類及び保存期間

文書の種類及び保存期間は、当社品質マニュアルに従い次のとおりとする。

- (1) 証明等規則第13条に定める帳簿 10年
- (2) 証明等規則第21条に準用される証明等規則第13条に定める帳簿 10年
- (3) 申込書及び同意書 10年
- (4) 試験結果通知書 10年
- (5) 試験報告書 10年
- (6) 試験測定器校正成績書 10年
- (7) 拒否及び取り消し通知書 10年





Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 13 of 14
	Issue Date: October 19, 2009	Revision Date: December 18, 2020
	Effective Date: December 23, 2020	

## 35. 文書の保管場所

印刷物または電子媒体の文書は管理が適切に行うことのできる専用の場所で保管する。

## 36. 会計処理

- 36.1 当社は、国内法及びインターテック会計基準に従った会計処理を行う。
- 36.2 当社はインターテック会計基準に従った内部及び外部の会計監査を受ける。

## 37. 財務諸表及びそれらの閲覧

- 37.1 当社は、次のような財務資料を備える。
- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- **37.2** 当社は、法第38条の11第2項に規定する者からの請求により、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧に供するものとする。

## 38. 証明、認証業務の基本方針

証明、認証業務の執行にあたり、インターテック倫理規定及び業務規定に基づき以下の基本方針を掲げる。

- (1) 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。
- (2) 審査は、法、証明規則、設備規則、施行規則、及び関連告示等に基づき行う。
- (3) 証明、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開する。
- (4) 役員、証明員、試験員及び関係する従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 39. この規定の適用日

この規定は、平成21(2009)年11月1日以降に当社が受理を行った申込から適用する。 改訂に関しては改訂履歴参照。





Intertek Japan Management System	Operational Procedure	
Title: 特定無線設備の技術基準適合証明 及び工事設計認証業務に関する規定	Document No.: LEN-RJP-TE501	Page 14 of 14
	Issue Date: October 19, 2009	2009 Revision Date: December 18, 2020
	Effective Date: December 23, 2020	

### 40. 関連文書

- (1) LFT-FJP-TE049 技術基準適合証明申込書及び業務申込同意書
- (2) LFT-FJP-TE050 工事設計認証申込書及び業務申込同意書
- (3) LEN-RJP-CS001 特定無線設備の技術基準適合証明等の申込に係る提出書類及び資料
- (4) LEN-RJP-CS002 技術基準適合証明及び工事設計認証の変更の申込書に添付する書類等
- (5) LEN-RJP-CS003 特定無線設備の技術基準適合証明の試験に係る抜き取り台数
- (6) LEN-RJP-CS004 証明ラベルの様式
- (7) LEN-RJP-CS005 技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についてのその他の料金
- (8) LEN-RJP-CS006 技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料
- (9) LFT-FJP-CS010 技術基準適合証明証書
- (10) LFT-FJP-CS011 技術基準適合証明拒否通知書
- (11) LFT-FJP-CS012 受付確認通知書
- (12) LFT-FJP-CS013 認証書
- (13) LFT-FJP-CS014 認証拒否通知書
- (14) LFT-FJP-CS015 証明ラベル作成申込書
- (15) LFT-FJP-CS016 技術基準適合証明証書再発行依頼書
- (16) LFT-FJP-CS017 認証書再発行依頼書
- (17) LFT-FJP-TE026 別表第四号による確認方法書
- (18) LFT-FJP-TE028 Check Sheet